

【福島原発事故の教訓無視のオフサイトセンター立地！】

10月5日の宮城県議会で「オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）」の再建予算が計上されたとのこと（中嶋廉県議の報告）。同センターは平成14年4月女川町清水に設置されましたが、3.11津波で全壊。幸い女川原発では同センターを必要とする事故は発生しませんでした。福島では、第一原発から5kmの大熊町に設置されていた同センターが、津波の影響は受けなかったものの、種々の要因が重畳し、機能を発揮することなく放棄され、事故対応拠点としての役割を果たすことはありませんでした。その経緯＝福島原発事故の教訓を、『国会事故調報告』は次のように述べています（徳間書店版：276-278頁、デジタル版：293-294頁。下線筆者）。

b. 立ち上げにおける障害

本事故におけるオフサイトセンターに設置される各組織の立ち上げは、現地対策本部長をはじめとする要員の到着の遅れや中止、施設・設備が受けた地震の影響から、時間を要した。

まず、地震・津波災害への対応に追われていた立地町からは、オフサイトセンターのある大熊町を除き、要員派遣は行われなかった。

現地対策本部長を務める池田経産副大臣ら経産省・保安院からの派遣要員は、地震発生直後の3月11日16時ごろには経産省を自動車で出発して現地に向かったものの、地震に伴う交通渋滞の影響で、途中で移動が困難となった。そのため、自衛隊のヘリコプターを利用して現地に向かうこととなったが、搭乗定員の制限のため、現地に向かうことができたのは池田経産副大臣、現地対策本部副本部長を務める保安院審議官などの一部にとどまった。福島県からの派遣要員も、地震等による道路の寸断の影響により移動に時間を要した。結局、これらの派遣要員がオフサイトセンターに到着したのは、緊急事態宣言発出から5時間余りが経過した12日0時ごろであった。

ところが、オフサイトセンターは、その時点で、地震の影響で非常用発電機が故障し、電源喪失状態に陥っていた。派遣要員は、いったん隣接する福島県原子力センターに入ったものの、十分な活動はなし得ず、現地対策本部の実質的な立ち上げは、オフサイトセンターの非常用発電機が復旧した12日3時ごろまでずれ込むこととなった。

このように、オフサイトセンターは事故発生直後の時期にその機能を全く発揮することができず、この間の事故対応に何らの寄与もなし得なかった。

d. 事態の長期化・重篤化とオフサイトセンターの移転

その後、避難区域が福島第一原発から半径10km圏以遠にまで拡大したことにより、福島第一原発から5kmに位置するオフサイトセンターは、避難区域の中で孤立状態となり、必要な燃料、食料その他の物資の調達が困難となった。

また、オフサイトセンターには、放射性物質の侵入を遮断するエアフィルターが設置されていなかったことから、周辺の放射線量の上昇に合わせて建物内部の放射線量も上昇し、要員の健康への影響が懸念される状態となった。そのため、現地対策本部は、原災本部事務局と協議の上、オフサイトセンターの機能を避難区域外へと移転することを決断した。しかし、代替施設として計画されていた福島県南相馬合同庁舎（南相馬市）には、既に福島県相双地方振興局が、主に地震・津波災害対応のための対策本部を設置しており、余剰スペースがなかった。結局、オフサイトセンターは、15日をもって福島県庁内へと移転することとなった。

では、今回の同センターの女川町きぼうのかね商店街（旧：女川高校第2グラウンド）への再建計画は、福島原発事故の教訓をどの程度踏まえたものなのでしょうか。

県の『予算補足説明資料』（下線筆者）によれば、選定理由は「被災前の施設が…女川町内に設置されていたことを踏まえ…同町内に再建する方針のもと」とされ、初めから原発再稼動に協力的な（あるいは、同センター再建工事で地元にお金を落とすこと（地元振興？）で改めて再稼動への協力を得られる＝金で反対の“口封じ”ができると考え？）‘女川町内ありき’で計画されたことは明らかです。その証拠に、今回予算が計上された事前調査は「土木・建築工事」のためのもので、同センターの機能を最大限発揮できる「最適（候補）地」を選定するための事前調査ではありません。

仮に、同センターの建造物が「免震構造の鉄筋コンクリート」で「被ばく低減構造・設備を具備」しているとしても、肝心の下記スタッフが集結できなければ、単なる“絵に描いた餅”に過ぎません。

- ・原災法17条「12 原子力災害現地対策本部に、原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を置く。」
- ・原災法23条「3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員
 - 二 都道府県災害対策本部長又は当該都道府県災害対策本部の都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者
 - 三 市町村災害対策本部長又は当該市町村災害対策本部の市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者」
- 「5 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策等拠点施設とする。」

ところが、女川の同センターに通じる主要道路は国道398号線しかなく、事故発生を知って女川から石巻方面へ向かう避難者（車）で溢れ返る道路を、逆方向に進むことができるのでしょうか（そうならないよう事故情報を女川町民には‘しばらく伝えない’、あるいは厳重な交通規制を敷き‘町民の移動・避難を制限する’から、“問題はない”のでしょうか？）。また、大雨・大雪・台風・地震・津波などで同県道が通行不能となった場合、そのような悪天候下・悪条件化でもヘリコプター・自衛隊特殊車両などで確実に要員全員を搬送できるのでしょうか。

3.11地震・福島事故の際も、今年の熊本地震でも、主要道が寸断され、救助・避難に支障をきたしたことが知られていますが、少なくとも複数の主要道（迂回路）が確保されている地点でないと、同センターには適していないはず。機能発揮に必要十分かどうかではなく、福島事故前と何一つ変わらない“利益誘導（地元振興）の観点”から立地点を選択するのは、完全な誤りです。それとも、さらに「代替センター（実際には本命？）」を交通の便の良い石巻市に設置することで、女川のセンターが機能しない場合のリスクにも備え、かつ原発立地両自治体へ“平等”に利益供与（誘導）しようと考えているのでしょうか。

なお、同資料には、「平成31年度中の供用開始」と記載されていることから、平成31（2019）年度までは女川2再稼動が無いような気も一瞬しましたが、同センターが有効に機能するかどうかは国・県にとってはどうでもいいことですので、暫定センター（仙台市宮城野区）が“ある”ということで再稼動を認める可能性は十分にあり、油断は禁物です。

<了>